

鹿沼市放課後児童健全育成事業運営委託 仕様書

鹿沼市（以下「市」という。）が実施する放課後児童健全育成事業の運営業務を委託するための仕様について、次のとおり定める。

1 事業の実施場所

施設名	専用区画面積	所在地
鹿沼市旧北保育園	183.39 m ²	鹿沼市玉田町60番地2

2 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

3 委託事業の内容

- (1) 放課後児童健全育成事業の運営に関すること。
- (2) 事業に供する建物の日常の維持管理に関すること。
- (3) その他市が必要と認める事項

4 業務委託の内容

(1) 職員の配置人数

職員（放課後児童支援員又は補助員をいう。）の1支援単位当たりの配置人数は、次の基準のとおりとし、職員を配置するに当たっては、常時1人は放課後児童支援員（みなし支援員を含む。）を配置すること。

配置基準（通常）

平日（月～金）	配置支援員数
見 10人以下	2人
童 10～40人まで	2人
数 41人以上	3人

土曜	2人
----	----

障がい児担当保育支援員の加配

平日（月～金）	配置支援員数
見 1～2人	1人
童 3人以上	2人
数 ※上記のほか、障がい児の人数が特に多い場合や、クラブから要望があった場合、重度障害がある場合等は、必要に応じて市が認めた場合に加配	
土曜	※と同様

(2) 職員の継続雇用の検討及び処遇改善

ア 放課後児童健全育成事業の運営に当たっては、保育現場の環境変化に伴う児童への負担をできる限り軽減し、及び当該保護者が安心して児童を預けることができる体制を実現するため、現に鹿沼市旧北保育園において実施している放課後児童健全育成事業で配置されている職員本人が希望する場合は、継続雇用の検討を行うこと。

イ 市が実施する「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）を積極的に受託し、配置する職員の処遇改善に努めること。

(3) 開所日

毎週月曜日から金曜日まで及び土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで並びに翌年 1 月 2 日及び同月 3 日を除く。）。ただし、市が特に必要と認めるときは、休所とすることができる。

(4) 開所時間

ア 小学校の休業日及び土曜日は午前 7 時 30 分から午後 6 時まで、それ以外の日は放課後から午後 6 時までを原則とし、利用する保護者の希望に応じ、それぞれ午後 7 時まで開館時間を延長すること。ただし、市が必要と認める場合は、開所時間の変更又は延長をすることができる。

イ 学校の判断により学級閉鎖等が実施される場合は、市の指示に基づき、受託者が随時開館の対応をすること。

(5) 利用児童

本委託により実施する放課後児童健全育成事業は、次の小学校に在籍する児童を利用の対象とする。ただし、掲げた小学校以外の小学校に在籍する児童を受け入れる場合は、市と運営事業者とで事前に協議を行う。

ア 鹿沼市立北小学校

イ 鹿沼市立菊沢東小学校

ウ 鹿沼市立東小学校

エ 鹿沼市立さつきが丘小学校

オ 鹿沼市立みどりが丘小学校

(6) 利用児童の送迎に関する事項

ア (5)に掲げる小学校に在籍する児童を受け入れるため、当該小学校への送迎を行うこと。この場合において、児童の送迎に当たっては安全面に十分配慮するとともに、鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鹿沼市条例第 22 号。以下「基準条例」という。）第 9 条の規定に基づき、常に利用児童の所在を確認すること。

イ 利用児童の送迎に当たっては、市が実施する「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）」を受託することができる。なお、当該事業を受託する場合は、本事業を実施するために必要な経費として、利用児童の保護者から徴収した額を充当してはならない。

(7) 清掃等に関する事項

日常的に清掃、衛生管理、設備・備品の点検を行うこと。

(8) 安全管理に関する事項

不法行為等があった場合は適切な処理を行い、市及び関係機関に報告すること。

(9) 保険等の加入

ア 通常の児童の育成支援に当たって発生する児童の負傷等に対応するため、普通傷害保険に加入すること。

イ 児童の育成支援に起因して児童等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償のため、賠償責任保険に加入すること。

(10) 個人情報の取扱

個人情報の取扱については、市に準ずること。

(11) 帳簿等の整備

児童台帳、日誌、出席簿、その他必要な書類を整備し、適正な育成支援に努めること。

(12) 鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成事業への協力

放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者であって、ひとり親家庭等のものに対する経済的負担の軽減を図るため、市が行う利用料の全部又は一部の助成に協力すること。

(13) その他

ア その他事業の実施に当たっては、基準条例その他関係法令のほか、国の所管省庁が示す放課後児童クラブ運営指針及び市の指導・指示に沿って行うこと。

イ アに従わないときその他業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、業務委託の契約を解除するものとする。この場合において、当該解除により市が受ける損害に対し、受託を解除された受託者は、当該損害を賠償しなければならない。また、解除に伴う業務引継ぎに要する費用は、受託者の負担とする。

ウ 事業の実施は自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。

5 使用料

鹿沼市財務規則（昭和39年鹿沼市規則第7号）第126条の3第1項の規定に基づき、鹿沼市旧北保育園の年間使用料は次のとおりとする。ただし、鹿沼市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年鹿沼市条例第8号）第4条の規定に基づき、減額貸付又は無償貸付を受けることができる。

(1) 土地：892,435 円

(2) 建物：51,394 円

※ 合計：943,829 円

6 備品・消耗品

(1) 市が貸与する備品

業務委託開始時において必要と認める備品は、市が無償で貸与する。

(2) 受託者が準備すべき備品・消耗品

業務委託期間中に貸与品とは別に新たに調達する備品・消耗品については、受託者の負担とする。ただし、備品等の設置については事前に市と協議を行い、承認を得ること。

7 委託料の支払

委託料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）を基準とし、原則として年4回（5月・7月・10月・1月）に分けて支払うものとする。

8 施設・備品の修繕

施設・備品の修繕については、軽微な場合及び受託者に故意又は過失がある場合を除き、市と受託者が協議の上、当該対応方針を決定するものとする。

9 危険負担及び事故に伴う損害の賠償

事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、各事案の原因により判断するが、受託者にあつては、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市及び施設管理者に報告すること。

なお、施設に対する火災保険は市で加入するが、児童の保険については受託者で加入すること。

10 受託申込書・完了報告書の提出

(1) 受託者は、契約の締結に当たっては、市が示すスケジュールに沿って受託申込書及び関係書類を作成し、及び提出すること。

(2) 受託者は事業を完了したときは、速やかに業務完了報告書及び関係書類を市に提出すること。

11 その他

この仕様書に記載のない事項については、市との協議により決定するものとする。